**第28条　相当な生活水準及び社会的な保障の指標例**(JD仮訳)

相当な生活水準と社会的保障を受ける権利\*

**特質**

・　相当な生活水準

・　社会的保障と貧困削減

**構造指標**

**28.1** すべての社会的事業、住宅、栄養、水・公衆衛生・保健衛生（WASH） (訳注：水（water）、公衆衛生(sanitation)、保健衛生(health and hygiene))を含む、すべての一般(メインストリーム)事業および障害者に特化した事業・サービスへの他の人と平等なアクセスを確保するために、障害インクルーシブな法律が制定され、国の方針／計画が採択されていること。

**28.2** 公営・民間住宅、水と衛生設備へのアクセスに対する、国のアクセシビリティ基準が採択され、適用されていること。

**28.3** 社会的保障と貧困削減に関する法律が、障害のある人に明確に言及し、社会扶助と社会保険を含むすべての社会的保障の事業への平等なアクセスを保証していること**[[1]](#endnote-1)**。

**28.4** 一般**[[2]](#endnote-2)**の、および障害のある人を対象とした、拠出型および非拠出型の社会的保障の制度および事業は、指標28.3に示された法的基準を満たし、事業とサービスが障害のある人を含めることを保証していること**[[3]](#endnote-3)**。

**28.5** 次のことを要求する法令上の規定や政策措置はないこと。

- 障害のある人に法的能力の放棄を求める**[[4]](#endnote-4)**。

- 給付や社会的保障の事業を利用するために、満たせない、あるいは利用者に悪影響を及ぼす条件を求める**[[5]](#endnote-5)**。

**プロセス指標**

**28.6** アクセシビリティ基準を満たした住宅(公営住宅を含む)の数と割合。

**28.7** 公営住宅事業の利用者の数と割合。性、年齢、障害、地理的位置別に集計。

**28.8** 飲料水、衛生・衛生施設へのアクセスが可能な世帯の数と割合。障害のある人のいる／いない世帯と地理的位置別に集計。

**28.9** 障害を理由に差別せず、障害関連の追加費用と個人に合わせた支援サービスを決定し、特に障害のある女性、子ども、高齢者、先住民・少数民族に属する者・移住者に注意を払いながら、社会的保障給付の受給資格者を判定する、完全にアクセシブルな制度。

**28.10** 社会的保障の給付を申請する障害のある人の数と割合、および社会的保障の給付を受けている障害のある人の数と割合。性、年齢、障害、先住民・少数民族の背景、移住者の立場、および給付の種類（一般または障害に特化したもの）別に集計。

**28.11**障害のある人が受給する社会的保障事業（一般または障害のある人に特化）に割り当てられた予算と支出。年齢、性、障害、先住民・少数民族の背景、移民の立場、および事業の種類（一般(mainstream)事業または障害のある人向けの事業に特化）別に集計。

**28.12** 栄養、住宅、水、衛生設備、社会的保障、および貧困削減に関連する法律、規則、政策、事業の設計、実施、監視において、代表組織を通じての関与を含め、障害のある人の積極的な関与を確保するために実施された協議プロセス**[[6]](#endnote-6)**。

**28.13** 栄養、住宅、水へのアクセス、衛生設備、社会的保護、貧困削減に関する事業やサービスの提供に関わる全公共部門職員のうち、障害のある人の権利（特に障害関連の費用や障害のある人のための支援機器やその他の支援の提供）に関する研修を受けた者の割合**[[7]](#endnote-7)**。

**28.14** 栄養、住宅、水、衛生、社会的保障の制度に関する、障害者団体との協議のもとに企画・実施された、障害のある人のための事業・サービスに関する意識向上キャンペーンおよび活動(特に障害のある女性、子ども、高齢者、先住民族・少数民族に属する者、移住者を対象としたもの)**[[8]](#endnote-8)**。

**28.15** 栄養、食料、住宅、水、衛生設備、社会的保障の制度に関する事業やサービスへのアクセスや参加について、障害を理由とした差別を主張する苦情、および／または障害のある人が関与する苦情で、受理されたもののうち、調査や裁定を受けたものの割合、そのうち苦情を訴えた者に有利と裁定されたものの割合、および後者のうち政府および／または義務を負う者が遵守した裁定の割合。それぞれ苦情解決の制度別に集計。

**成果指標**

**28.16** 社会保障制度によって保護されている人口の割合（性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別）（SDG指標1.3.1）

**28.17**障害に関連した費用が認定され、カバーされている、あらゆる形の社会的保障の制度を利用している障害のある人の割合。性、年齢、障害別に集計。

**28.18** 人口10万人当たりのホームレスの数。性、年齢、障害別に集計。

**28.19** スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合（SDG指標11.1.1）。性、年齢、障害別に集計。

**28.20** 安全な飲料水サービスを利用する人口の割合（SDG指標6.1.1）。性、年齢、障害別に集計。

**28.21** 石鹸と水を使った手洗い施設を含め、安全な衛生サービスを利用している人口の割合（SDG指標6.2.1）。性、年齢、障害別に集計。

**28.22** 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション（都市/地方）別）（SDG指標1.1.1）および障害別に集計。

**28.23** 1日あたり1.90米ドル（購買力平価、PPP: Purchasing Power Parity）の国際貧困ライン以下で生活する障害のある人の割合**[[9]](#endnote-9)**。全人口の割合と比較。性、年齢別に集計。（訳注　28.22と28.23は大幅に重複している。国際貧困ラインは世界銀行が提案しているもので、2015年10月以降は1.90ドル）

**28.24** 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢別）（SDGs指標1.2.1）および障害別に集計。

**28.25**各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合（全年齢）（SDG指標1.2.2）。社会的移転の前後で、障害別に集計。

**28.26** 中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別）（SDG指標10.2.1）。

**28.27** 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合（SDG指標1.4.1）。障害のある人のいる世帯別に集計。

**28.28** 食料不安の経験尺度(FIES)に基づく、中程度又は重度な食料不安の蔓延度（SDG指標2.1.2）。性、年齢、障害別に集計。

**28.29** 栄養不足蔓延率（PoU）（SDG指標2.1.1）。性、年齢、障害別に集計。

**28.30** 5歳未満の子どもの栄養不良(malnutrition)の種類別（やせおよび肥満）出現率。性、年齢、障害、別に集計。

**28.31** 電気を受電可能な人口比率（SDGs指標7.1.1）。性、年齢、障害別に集計。

**別紙**

**\*** 障害者の権利に関する特別報告者「障害者の社会的保障の権利に関する報告」[report on the right of persons with disabilities to social protection](http://www.embracingdiversity.net/report/inclusive-social-protection_1022)A/70/297 を参照。特別報告者のファクトシート、「社会的保障におけるインクルージョンの確保」[ensuring inclusion in social protection](http://www.embracingdiversity.net/files/report/1494325154_enabling-inclusion-onepager.pdf)、 「自立と参加を支える社会的保障の選択と制御を可能にする」[enabling choice and control for social protection that supports independence and participation](http://www.embracingdiversity.net/files/report/1494325101_choice-and-control-onepager.pdf)、「インクルーシブな社会的保障で貧困と闘う」[fighting poverty with inclusive social protection](http://www.embracingdiversity.net/files/report/1494325196_fighting-poverty-onepager.pdf)も参照のこと。

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）

1. 社会的保障の法制は、以下を含まなければならない。

   - 事業のあらゆる面での障害を理由とした差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止。

   - 一般の制度と障害者特有の制度への効果的なアクセス。

   - 障害に関連した費用や現物（支援機器、移動補助具など）の支援が、給付額水準の設定や所得制限値の設定において、国の社会的保障の制度に反映されるようにする（例えば、最低所得の基準値の代用資産調査（proxy means test　訳注： 信頼性のある収入調査ができない場合，家の造り，生活形態などで代用して評価するやり方）に障害を要素として含めるなど）。

   - 特定の年齢層（子ども、若者、就労世代の成人、高齢者）を含む、あらゆる年齢層の障害のある人のコミュニティへのインクルージョンを確保するために必要な財政的支援の提供、これには、施設からの退所や施設入所の回避、住居の改修、障害のある人を地域に含める方法での障害関連支援やサービスを得るための支援が含まれる。

   - 給付の資格および受給と雇用との両立。

   - 入所施設を、地域社会での障害のある人のニーズを満たす十分で適切な社会的保障の事業に置き換え、段階的に廃止するための積極的な措置。

   - 給付の受給資格は、医学的診断の代わりにニーズの対話的評価に基づいて満たせる。

   　更なる指針は、2019年共同声明[「障害のある人の完全かつ効果的な参加を支援するインクルーシブな社会的保障の制度に向けて」](https://www.usp2030.org/gimi/ShowRessource.action;jsessionid=cwYZJekmzlwoPDmZNu7EULSTArg-jN2OPS6Fvsviywjo1Jksz2_O!1883341381?id=55473)を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 一般の拠出型および非拠出型の社会的保障の制度および事業には、すべての労働者、すべての子ども、すべての高齢者などに関するものが含まれる。 [↑](#endnote-ref-2)
3. これらの制度とプログラムは、以下を確保すべきである。

   - 「社会的保障の土台」（ILOの指針[ILO guidance](https://www.ilo.org/secsoc/areas-of-work/policy-development-and-applied-research/social-protection-floor/lang--en/index.htm)を参照）。

   - 障害のある成人の場合は、当該障害のある人に直接支払われること。

   - 拠出型事業の中で、拠出能力の低い障害のある人のための政府出資の拠出金。

   - 拠出型の制度から非拠出型の制度に移行する際の給付とサービスの継続性。

   - 条件付き現金給付制度、または援助の受給を条件とする同様の制度は、障害のある人とその家族が制度を効果的に利用できるよう、その条件を満たすことができるための配慮や支援を用意しなければならない。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 障害のある人の完全な法的能力の行使を（CRPD第12条に反して）制限する法律は、一般的に契約書への署名や銀行口座の保有を妨げ、障害のある人が給付や支援を受け取ることを妨げ、与えられた給付や支援を完全に管理することを妨げる可能性がある。社会的保障の事業は、給付を受けるための前提条件として法的能力の制限を要求してはならず、また、本人による給付および支援に対する選択、制御、自律を促進するための適切な配慮を提供するように設計されなければならない。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 障害のある人が給付を受けることを妨げる障壁となる場合には、給付に条件をつけるべきではない。例えば、障害のある人が学校に通えない場合に、学校に通うことを条件とした現金給付制度や、交通手段がないために診療所に通えない場合などである。条件付きのものはまた、悪影響をもたらしたり、CRPDの下の障害のある人の権利を侵害してはならない。例えば、本人の意思に反してリハビリテーションや治療（精神科治療を含む）に従うことを要求したり、給付を受ける条件として隔離された環境で生活することなどである。 [↑](#endnote-ref-5)
6. この指標は、CRPDの第4条3およびCRPD委員会の一般的意見7号に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行った具体的な活動(協議の会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加方法と仕組みなど)を検証することを要求している。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

   - 協議プロセスを透明でアクセスしやすくする。

   - 適切でアクセス可能な情報を提供する。

   - 障害者団体の自由な意見の表明に対し、情報を保留したり、条件づけや妨害をしない。

   - 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

   - 早期かつ継続的な参加を確保する。

   - 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 研修には、障害への人権に基づくアプローチ、非差別、合理的配慮の提供、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ（アクセシブルな情報やコミュニケーションを含む）も含まれるべきである。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 障害のある人とその家族のための研修やカウンセリング、社会的保障の制度や給付へのアクセスに関わる障害のある人へのスティグマとの闘いを含む。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 購買力平価(PPP)の数値は、世界銀行が更新したものを使用すべきである。PPPは多次元貧困指数（MPI: Multidimensional Poverty Index）と組み合わせて使用することができる。MPIは健康、教育、生活水準に関して世帯および個人のレベルでの複数の貧困を特定することができ、所得ベースの貧困指標を補う貴重なものである。可能であれば、MPIとPPPを使用することで、政策立案者により包括的な情報を提供することができる。 [↑](#endnote-ref-9)